

(様式2)

## 指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和5年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	生涯学習課
指定管理者	信州リゾートサービス 株式会社

### 1 施設名等

施設名	長野県望月少年自然の家	住所 電話 ホームページ	佐久市協和3489-67 0267-54-2405 <a href="http://moti-shizen.com/">http://moti-shizen.com/</a>
-----	-------------	--------------------	---

### 2 施設の概要

設置年月	昭和52年4月	根拠条例等	長野県少年自然の家条例
設置目的	少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛練し、もって少年の健全な育成を図るため		
施設内容	◇ 管理・宿泊棟 鉄筋コンクリート造平屋建 2,215.75㎡ 宿泊室:28室(和室1室、洋室27室)、宿泊定員200名 体育室 360㎡ その他:研修室、食堂、浴室、乾燥室、事務室、宿直室 等 ◇ 野外施設 キャンプ場(炊事場、水洗トイレ付):宿泊定員200名 約9,000㎡ 営火場、運動広場 約4,000㎡、スケート場 約5,000㎡ 遊びの広場、集いの広場、ソリ用ゲレンデ(3コース)、マレットゴルフ場(36ホール) フィールドアスレチック、ディスクゴルフコース(18ホール)、ミニオリエンテーリング(15ポスト)		
利用料金	1 宿泊施設 一般 25歳以上の者 1人1泊について 1,050円 25歳未満の者 1人1泊について 700円 小・中学生 1人1泊について 350円 2 キャンプ場 一般 25歳以上の者 1人1泊について 600円 25歳未満の者 1人1泊について 400円 小・中学生 1人1泊について 200円 3 日帰り利用料 研修室 午前9時から正午まで 300円 午後1時から午後4時まで 300円 午後5時から午後8時まで 300円 体育館 午前9時から正午まで 900円 午後1時から午後4時まで 900円 午後5時から午後8時まで 900円 研修室及び体育館以外の施設 25歳以上 300円 15歳以上25歳未満 200円		
開所日	閉所日は以下のとおり ・ 月曜日 ・ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日 ・ 12月29日から翌年1月3日まで ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。		
開所時間	9:00～20:00 ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。		

### 3 現指定管理者前の管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
～平成21年度	直営	

### 4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	信州リゾートサービス株式会社	指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		

### 5 指定管理料(決算ベース)

令和5年度(A)	令和4年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
29,648 千円	30,372 千円	-724 千円	
	増減理由	主として、新型コロナ業務継続支援の加算が前年度で終了したことによる。	

### 6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"><li>施設及び設備の維持管理に関する業務</li><li>少年自然の家の利用の許可に関する業務</li><li>少年自然の家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務</li><li>青少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの</li><li>前各号に掲げる業務に附随する業務</li></ul>
--

(様式2)

## 7 利用実績等

### (1) 利用実績【指標:利用者数・利用件数・稼働率】

(単位:人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	191	1,055	945	3,451	2,178	1,598	1,206	150	349	649	846	623	13,241
令和4年度(B)	106	791	810	2,402	2,268	1,365	1,020	299	142	538	620	305	10,666
(A)/(B)	180.2	133.4	116.7	143.7	96.0	117.1	118.2	50.2	245.8	120.6	136.5	204.3	124.1
増減要因等	① 令和5年5月に新型コロナが感染症法上の「5類」に移行したことに伴い、県の「感染警戒レベルに応じた県有施設の対応」による利用制限が撤廃されたため積極的な利用促進に努めコロナ以前への回復が進んだこと。 ② 自主事業を充実し多くの方々に参加いただいたこと。												

### (2) 利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	41	96	42	277	393	371	207	12	119	144	179	171	2,052
令和4年度(B)	3	94	59	176	795	266	125	4	24	94	88	102	1,830
(A)/(B)	1366.7	102.1	71.2	157.4	49.4	139.5	165.6	300.0	495.8	153.2	203.4	167.6	112.1
増減要因等	上記(1)①と同じ。												

### (3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

### (4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和5年度(A): 313日	令和5年度(A): 9:00~20:00	無	
令和4年度(B): 289日	令和4年度(B): 9:00~20:00		

### (5) サービス向上のため実施した内容

<ul style="list-style-type: none"><li>・自主事業について、あらかじめ登録いただいた方に対し、イベントごとに募集開始時にメールでお知らせする「募集開始お知らせサービス」の運用を開始した。</li><li>・年度当初に実施したアスレチック遊具の点検結果により撤去した遊具のうち1基について、専門業者に発注し安全規準に適合した遊具として再建した。</li><li>・新型コロナによる利用者減のため、清涼飲料卸売業者の自動販売機が撤収されたが、各種ペットボトルを実費(100円=自販機よりも安価)で窓口販売し、併せて自販機にはなかった冬期間の暖かい飲み物を紙コップで販売(セルフサービス50円)しニーズに 대응している。</li><li>・ごみは原則全て持ち帰りいただくこととしているが、連泊で悪臭が発生するなど、持ち帰りにお困りになる方に配慮し、生ごみを主とする可燃物については処理費用の実費を負担いただき引き取っている。</li><li>・利用者からの要望に応え、温水シャワートイレを増設した。</li></ul>
--

### (6) その他実施した取組内容

<ul style="list-style-type: none"><li>・老朽化が進んでいた野外炊飯場(下)について、県が発注した排水設備改修工事の既設管撤去に合わせ、野外炊飯場等野外施設の改修を行った(3月の積雪により完了は4月以降)。</li><li>・排水設備改修工事で発生した残土を利用し、幼児等が「そり遊び」等で楽しめる「築山」を築造した。</li><li>・盗難等の防止・抑止により安心安全な利用環境の整備を図るとともに、利用者の到着が事務室内で確認できるようにすることで迅速な対応に繋げるため、防犯カメラを設置した。</li><li>・SNSを活用し、施設のご案内、イベント開催結果、四季折々の景観、道路情報等の情報提供を適時に行った。</li></ul>
---

### (7) 利用者の主な声及びその対応状況

<ul style="list-style-type: none"><li>・古い施設ながら清潔に保たれ、寝具類等の管理も行き届いている点や職員の対応など、多くの利用者から高評価をいただき、アンケートでは「大変満足」と「やや満足」を合わせ全体の95%を占めている。</li><li>・温水シャワートイレを増やしてほしいという要望に対しては、上記(5)のとおり対応した。</li><li>・設備面での充実を望む声がある中で、インターネット利用環境(Wi-Fi)については、中継器の増設等により充実を図る予定。</li><li>・本年度は特筆すべき苦情はなかったが、前年度の12月下旬の深夜、部屋が寒くて眠れないという苦情を受けて以降、朝夕の冷え込みが厳しい冬期間は、前日に宿泊利用者がいない日でも昼から暖房ボイラーを連続運転して宿泊室を温める等の配慮を行っている。</li><li>・安価で利用できることに対して多くの方から高評価いただいている。</li></ul>
--

(様式2)

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を実施し、従来とおり地元各種団体との連携を行い、施設の立地条件を活かした受入れ及び自主事業を実施した。	協定書及び仕様書等に基づいた管理運営を実施したと認められる。	B
平等な利用の確保	全ての来所者の平等な利用を確保するため、条例及び規則等の規定を遵守し、原則として受付順による平等な利用の確保とサービスの提供をしている。	原則受付順としながらも、多くの団体が利用できるように調整を行っており、概ね平等な利用の確保が図られている。	B
利用者サービス向上の取組	休所日等でも、利用希望団体があれば職員の勤務体制を調整し、開所日に変更して受入れた。 また、アンケート等による利用団体の要望や意見にできるだけ配慮し、改善に努めた。	・イベント参加希望者に対し、「募集開始お知らせサービス」を開始する等、利用者のニーズに応えたサービスの提供に努めたと認められる。 ・アンケート等を通じて利用者の意見・要望を把握し、迅速に対応している。	A
自主事業	雪不足で中止となった「スノーシューで雪山散歩」を除く15事業について35回開催し、延べ参加者数はコロナ前の令和元年度の1,493人を大きく上回る2,092人に参加いただいた。	コロナ禍に新規事業として開始した「ビギナーズキャンプ」・「出前体験活動」等が現在も好評であり、自然環境を活かした自主事業の工夫が認められる。	A
職員・管理体制	仕様書及び事業計画書に基づく職員配置を行い、利用者の安全確保とサービスの提供に努めた。 また、青少年育成事業の更なる充実を図るため、レクリエーションに精通した職員が、自主事業等を実践している。 特に本年度は、ボランティア経験豊富な新卒大学生を正社員として採用し、青少年指導体制の充実を図った。	仕様書及び事業計画書に基づき職員配置が行われ、適正な管理が行われたと認められる。	B
収支状況	コロナによる減収からなかなか回復できない中で、支出面での食材等の仕入単価・燃料単価の値上げ、人件費、維持管理費等の増加が大きく影響して、収支は依然として厳しい状況が続いている。	コロナによる減収の影響等厳しい状況下において、経費削減等に努め、適正な経理が行われていることが認められる。	B
総合評価	新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に感染症法上の「5類」に移行した後は、「コロナ前」の利用者数への回復を目指し積極的な広報活動、各種サービスの向上、自主事業の充実等に取り組み、適切かつ効果的な施設の管理運営に努めた。	・新型コロナウイルス感染症が5類に移行後は、事業者の積極的な広報活動や自主事業の工夫等により利用者数の回復が認められる。 ・当該施設の特徴を活かした事業計画書のもと、良好な管理運営が行われたと認められる。	B

<評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。  
B:おおむね仕様書等の内容とおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。  
C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。  
D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	① 新型コロナ対策でR2～3年度に行った各種利用制限によって利用先を他施設へ変えてしまった大口団体が複数あるためなかなか利用者数をコロナ前まで回復できない。 ② 老朽化が進み、事務室、食堂等の床にさしみや沈みが生じており、小規模な補修では対応できない。 ③ 宿泊定員数に対して食堂・研修室の面積が小さく、大きな団体が利用を躊躇する主な理由となっている。 ④ ボイラー、受水槽、浄化槽等の設備更新に伴う新たな定期点検や業務に追加された建築関係の各種点検等により、維持管理費が増大している。 ⑤ 指定管理移行後、毎年修繕を重ね使用可能な状態を維持してきたアスレチック遊具のうち、現在、安全とされる基準に照らし危険性のあるものを撤去又は使用不可としているが、利用者からは復旧を求める声大きい。	・施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で計画的に修繕を行っていく。 ・閑散期である冬期利用者の拡大のための取組をお願いしたい。 ・引き続き豊かな自然環境を活かした事業を展開し、利用者の確保に努められたい。